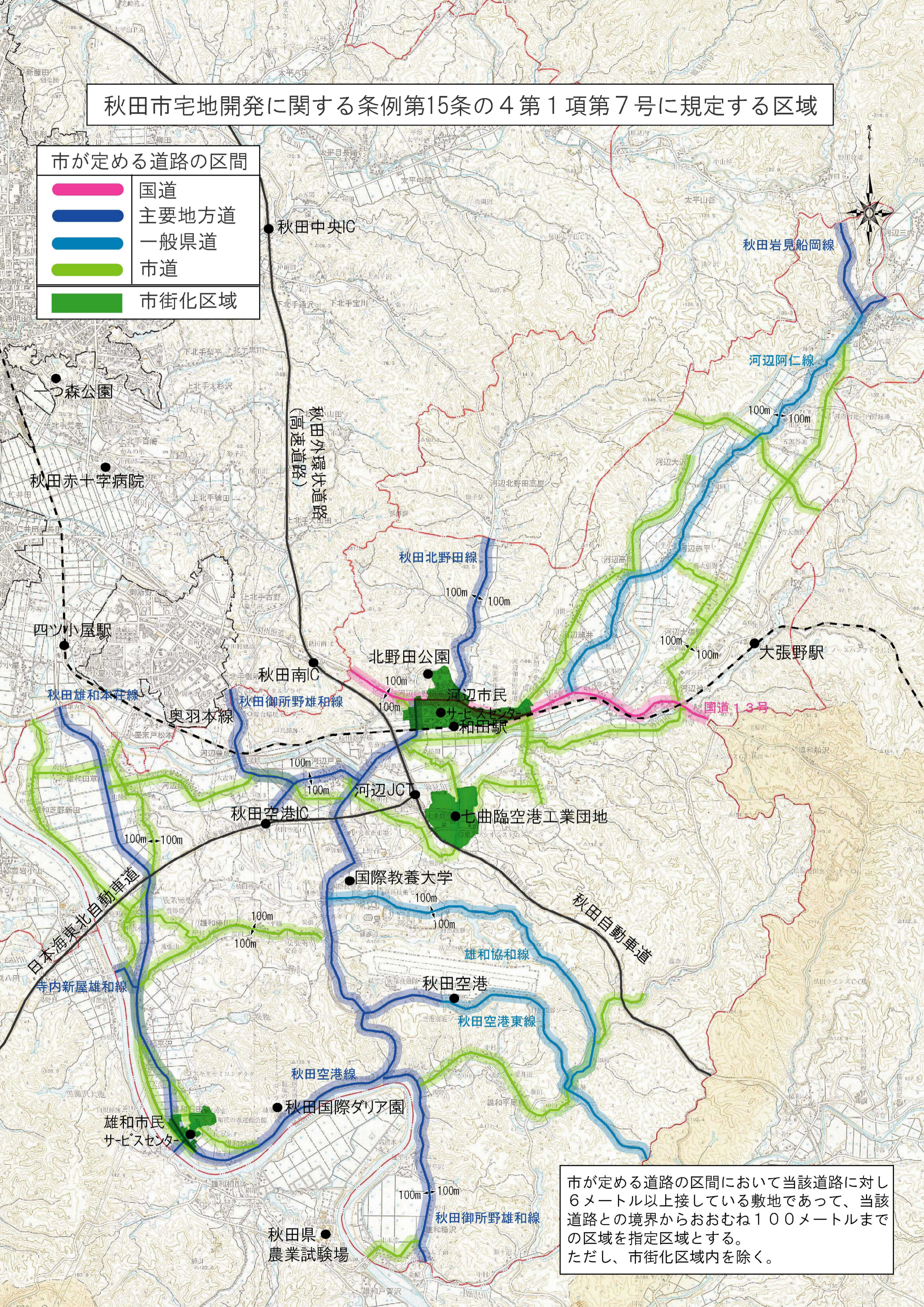


秋田市宅地開発に関する条例第15条の4第1項第7号に規定する区域

市が定める道路の区間

- 国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 市道
- 市街化区域



市が定める道路の区間において当該道路に対し6メートル以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100メートルまでの区域を指定区域とする。ただし、市街化区域内を除く。